

転出される方へ

愛媛県伊予市役所 Tel089-982-1111(代)

伊予市から他の市区町村へ転出される方は、新しい住所に住み始めた日から14日以内に新住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。手続きに必要なものは、転出証明書と印鑑、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、マイナンバーカードです。なお、正当な理由がなく14日以内に転入手続きをしなかった時には、住民基本台帳法の規定により過料に処せられることがあります。転出証明書を紛失した場合は、市民課、中山地域事務所(Tel089-967-1111)又は双海地域事務所(Tel089-986-1111)で再発行の手続きをしてください。

以下の表に該当する方は、手続きが必要です。必要な書類、手続きは個人によって異なりますので、詳しくは各課にお尋ねください。

担当課	対象	伊予市での手続き(詳しくはお問い合わせください)	新住所地での手続き(転出先)
市民課 (戸籍・住基)	印鑑登録	転出(予定)日をもって、登録がなくなります。印鑑登録証(カード)をお返しください。 転出予定日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と印鑑登録証(カード)をお持ちください。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
	マイナンバーカード	転入届の特例の適用を受けますので、転出予定日から30日以内に手続きをしてください。暗証番号を忘れた方はお申出ください。署名用電子証明は失効しますが、利用者証明用電子証明は、引き続き利用できます。	カード(暗証番号が必要)をお持ちの上、転入届をしてください。 カードを継続して利用するための手続きも必要です。 署名用電子証明書が必要であれば、別に申請してください。
市民課 (保険)	国民健康保険	市民課で手続きの上、資格確認書、資格情報のお知らせ及び各認定証をお返しください。 ※遠隔地被保険者(学、遠)の方、住所地特例該当の方は、在学(在園・在所)証明書をお持ちの上、手続きをしてください。	転入手手続きの際、担当課で加入手続きをしてください。 ※学、遠(一部対象者)、住所地特例該当の方はその旨を申し出てください。
	後期高齢者医療制度の加入者	市民課で手続きの上、資格確認書等をお返しください。 【県外転出の方】 負担区分等証明書の交付申請をしてください。障害認定(65~74歳の方)を受けている方、特定疾病認定を受けている方は、認定証明書の交付申請をしてください。	転入手手続きの際、担当課で加入手続きをしてください。 【県外転出の方】負担区分等証明書を提出し、手続きをしてください。障害認定申請、及び特定疾病認定申請をされる方は、認定証明書を提出の上、手続きをしてください。
	福祉医療助成 (子ども医療)(ひとり親)(重心)	市民課で手続きの上、医療受給者証をお返しください。	担当課にお問い合わせください。
長寿介護課 (介護保険)	被保険者証をお持ちの方	長寿介護課で手続きの上、被保険者証をお返しください。	転入手手続きの際、担当課で手続きをしてください。
	要介護認定・要支援認定を受けている方	受給資格証明書の交付を受けてください。	転入手手続きの際、受給資格証明書・医療保険証(40~64歳の方)をお持ちの上、手続きをしてください。
	住宅地特例の適用を受けることになる方	介護保険施設、又は特定施設への入所のため施設へ住所を移す方は、住所地特例適用届を提出してください。	住所地特例該当である旨を申し出てください。

《裏面もご覧ください》

担当課	対象	伊予市での手続き(詳しくはお問い合わせください)	新住所地での手続き(転出先)
福祉課	障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	手続きは必要ありません。	手帳をお持ちの上、担当課で手続きをしてください。
子育て支援課	児童手当、児童扶養手当	子育て支援課で手続きをしてください。 ※児童扶養手当受給者は、児童扶養手当証書をお返しください。	担当課にお問い合わせください。
	保育園に入所している方		
	紙おむつ購入補助を受けている方	伊予市愛顔っ子応援券をお持ちの上、子育て支援課へお越しください。	
健康増進課 (保健センター)	母子健康手帳をお持ちの方 (妊婦・乳幼児期)	手続きは必要ありません。 ※妊婦一般健康診査受診券・乳児一般健康診査受診券・予防接種手帳は、そのまま新住所地へお持ちください。	母子健康手帳と左記の書類をお持ちの上、担当課で手続きをしてください。
税務課	原動機付自転車 (125cc 以下で、伊予市のナンバープレートのついたもの)	ナンバープレート・登録票・印鑑をお持ちの上、登録抹消手続きをしてください。手続き後に廃車証明書を交付します。	廃車証明書・印鑑をお持ちの上、ナンバープレートの交付を受けてください。
学校教育課	公立の小学校及び中学校の児童生徒	転校通知書をお持ちの上、現在通っている学校で転校用在学証明書及び教科書給与証明書等の交付を受けてください。	転入手続きの際、左記の書類をお持ちの上、担当課で手続きをしてください。
上下水道課	水道使用者	水道の休止、廃止、名義人変更等の手続きをしてください。 ※電話での手続きはできません。	担当課にお問い合わせください。
都市整備課	市営住宅入居者	担当課で手続きしてください。	
環境政策課	犬を飼っている方	手続きは必要ありません。	伊予市で交付した犬の鑑札・狂犬病予防注射済票をお持ちのうえ、手続きをしてください。

※海外へ転出される方の手続きにつきましては、各課へお問い合わせください。なお、平成 30 年 6 月 1 日より、転出手続きと同時に、在外選挙人登録ができるようになりました。また、日本に戻られる際には、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍の附票・パスポート・年金手帳(基礎年金番号通知書)・マイナンバーカードまたは個人番号通知書をお持ちの上、転入の手続きをしてください。

※その他

①市民税・県民税について

市民税や県民税は、その年の1月1日に住んでいる市町村で課税されます。したがってあなたが1月1日現在、伊予市に住所があれば、転出していてもその年の4月1日から始まる年度の市・県民税は、伊予市で課税されることになります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

②固定資産税について

固定資産税の納税義務者は、その年の1月1日現在、伊予市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人です。詳しくは税務課へお問い合わせください。